

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱（平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。）第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 3 日

長崎市長 鈴木 史



1 業務の概要

(1) 業務名

国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示映像コンテンツ素材制作業務

(2) 業務内容

国指定史跡長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎展示コンテンツ素材制作業務に係る説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

(4) 履行場所

長崎原爆資料館（長崎市平野町 7 番 8 号）、城山小学校（長崎市城山町 23 番 1 号）、
受託事業者の事業所

(5) 予算額

4,100,000 円（消費税相当額を含む。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「映像・ビデオ・DVD 製作」の業種で登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利

にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。

3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。

ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は事前に長崎市原爆被爆対策部被爆継承課まで連絡するものとする。

(1) 説明書の交付期間

公告日から令和 8 年 1 月 22 日（木）まで（長崎市の休日を定める条例（平成 5 年長崎市条例第 35 号）第 1 条第 1 項に規定する本市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 説明書の交付場所

長崎市平野町 7 番 8 号 長崎原爆資料館 1 階

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課（電話：095-844-3913）

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 参加表明書の提出期限

令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時 30 分必着（提出期限内に下記提出場所の課に到達していること。）

(2) 参加表明書の提出場所及び提出方法

本手続に参加しようとする者は、以下に示す書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。なお、電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない。

ア プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）

イ 担当者連絡先（様式ア）

5 提案書の提出要請等

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書（第 3 号様式）により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

通知予定日 令和 7 年 12 月 17 日（水）

6 説明書等に対する質問に関する事項

(1) 説明書等に対する質問

説明書等に対する質問は、所定の質問書（様式シ）を用いるものとし、電子メール又はファクシミリにより受け付ける。電話等による照会には応じない。

質問書（様式シ）に記載の上、電子メール又はファクシミリにより下記（3）に送信すること。あわせて、その旨を電話により連絡すること。なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

(2) 説明書等に対する質問の提出期限

令和 7 年 12 月 17 日（水）午後 0 時必着

(3) 質問書送信先

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課

E-mail: hibaku@city.nagasaki.lg.jp ファクシミリ：095-846-5170

(4) 質問に対する回答

令和 7 年 12 月 18 日（木）午後 5 時までに質問を取りまとめ、直接電子メール又はファクシミリで回答する。

ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答したほうが良いと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提案書の提出期限

令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時必着（提出期限内に 3(2)の場所に到達していること。）

(2) 提案書の提出場所及び提出方法

提案書の提出要請を受けた者は、説明書に記載している所定の要領に従って提案書及びその他必要となる書類を作成し、3(2)の場所に持参、郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）その他宅配の方法（郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項及び民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 1 項に規定する信書の送達ができる方法に限る。）により提出すること。電子メールおよびファクシミリによる提出は受け付けない。

8 ヒアリングの実施

(1) ヒアリングの有無 有

提案書の提出者が 5 者を超える場合は、特定審査委員会においてあらかじめ定めた選定基準に基づく 1 時審査を実施し、5 者に絞り込んだ上でヒアリング（説明及び質疑応答）を実施するものとする。

ただし、提案者の提出者が 5 者を超える場合であっても、市長が 5 者を超える提案者を対象にヒアリングを実施すべきであると判断した場合は、この限りでない。

(2) ヒアリング予定日：令和 8 年 1 月 28 日（水）

日時、留意事項等の詳細については、別途、ヒアリング予定表（様式セ）にて通知する。

9 受託者の決定

(1) 提出された提案書及びヒアリングを基に、特定審査委員会（又は審査会）は、最も優れた者を受託候補者として特定する。

ア 評価基準

評価項目		評価の視点・判断基準	配点
組織評価	実施体制	業務を実施するための適切な人員や体制が整っているか。	5点
		業務実施スケジュールは妥当か。	5点
		平成28年4月1日以降に本業務と同種業務を履行した実績があるかどうか。 ※本業務と同種業務とは、国指定重要文化財（建造物）もしくは国指定史跡に関する屋内の常設展示（展示面積500㎡以上）における「展示制作業務」又は「展示映像制作業務」のこと。 5点：条件を満たしており、同種業務実績が3件以上ある。 3点：条件を満たしており、同種業務実績が2件ある。 1点：条件を満たしており、同種業務実績が1件ある。	5点
担当者評価	専門性	博物館法に定める学芸員資格を有する者又は本業務と同種業務の実務実績がある者を配置している。 ※本業務と同種業務とは、国指定重要文化財（建造物）もしくは国指定史跡に関する屋内の常設展示（展示面積500㎡以上）において人に焦点をあてた「展示制作業務」又は「展示映像制作業務」のこと。	5点
実施方針等	業務理解度	基本計画、事業の目的を理解しているか。	10点
提案内容評価	「展示用映像」の理解度	「展示用の映像」と「一般的な証言映像（TV番組や動画サイト等に投稿されているような、映像内容だけで完結するようなもの）」と区別した提案となっているか。	10点
	撮影の際の配慮	文化財施設であることへの配慮、撮影中のほかの見学者への配慮、証言者への撮影中の配慮がなされた提案となっているか。	10点
	予定進行	基本計画の展示コンセプト・展示構成を踏まえ、シナリオ等を用いて各構成の内容を効果的に伝える映像が期待できる提案となっているか。	10点
	撮影方法	独自の撮影方法（撮影技術や撮影機材）や工夫が提案されているか。	10点
参考見積	業務コストの妥当性	予算額（4,100,000円）を2点とし、提案額が76,875円低くなる毎に1点を加算する。 ただし、予算額の85%を下限とし、下限を下回る場合は0点とする。	10点

イ 特定審査委員会の委員は、次のとおりとする。

区分	所属	職名	氏名
委員長	原爆被爆対策部	原爆資料館長	井上 琢治
委員		平和推進課主幹	原賀 哲郎
		被爆継承課学芸員	奥野 正太郎
	文化観光部	文化財課学芸員	倉田 法子
	教育委員会学校教育部	学校教育課長	荒木 俊明

(2) 決定及び非決定結果の通知

特定審査委員会（又は審査会）からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出した全ての者に対し、令和 8 年 1 月 28 日（水）（予定）に通知する。

(3) 決定された受託者と、長崎市契約規則に基づき業務委託契約を締結する。

なお、契約内容（仕様書等）については、提案内容を基に決定する。また、提案時に参考見積りを徴取している場合にあっては、契約締結にあたっては、あらためて本見積書を徴取する。

10 契約書作成の要否 要

11 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。

(3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。

(5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）に基づき、開示することがある。

(6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。

(7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。

ア 提案資格を満たさないこととなった場合

イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合

(8) 成果物に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。

(9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

担当課

〒852-8117

長崎市平野町 7 番 8 号 長崎原爆資料館 1 階

長崎市原爆被爆対策部被爆継承課

電 話 095-844-3913

FAX 095-846-5170

電子メールアドレス hibaku@city.nagasaki.lg.jp